

平成26年度に寄せられた提案等

問合せ 総務課秘書室広報広聴係
電話0229-33-2112

| 受付日 | 提案等内容 要旨 | 担当課 | 回答内容 |
|----------|---|--------|--|
| H26.4.25 | 1. 広報紙について | 総務課 | 1 広報紙についてのご要望ですが、町行政に関する必要な事項を広く町民に周知し、町政の円滑な運営を図るために広報紙を発行しております。広報紙がご不要な場合は、広報紙配布を行政区長さんをお願いしておりますので、お住まいの区長さんにご相談ください。ご理解くださいますようお願いいたします。 |
| H26.6.16 | 1. 公募委員について | 子ども家庭課 | 1 美里町児童厚生施設運営協議会委員(公募委員)の募集にあたりまして、広報みさと5月15日号に掲載し、「募集人員は2人以上とし応募者多数の場合は、選考になる旨記載するとともに、公募委員の決定として、決定方法:選考にあたっては、委員の年齢構成、性別等のバランスも考慮します。」としています。募集した結果、男性3人、女性1人の4人の方々から応募をいただきました。公募委員の選考にあたっては、年齢構成、性別等のバランスも考慮するとしたことから、男女それぞれ1人ずつを選考することいたしました。まず、女性の応募者は1人でしたので、抽選の対象とせず決定をいたしました。また、男性の選考につきましては、3人の応募があったため抽選の上、決定することとし、6月13日にお集まりいただき、抽選会を実施いたしました。なお、美里町児童厚生施設運営協議会は10人以内で組織し、委員の委嘱は、主任児童委員、社会福祉協議会の代表者、地域活動代表者、学識経験者、公募による者と条例で規定しております。このうち から までに掲げた委員8人は選任し、 の公募による者につきましては、2人以内の募集となりました。選考の経緯及び方法につきましては、抽選会開催時の会場にて説明を申し上げましたが、 様からの御質問にお答えし、その後、ほかの応募者の方からも特に質問や要望、苦情等もありませんでしたので、御理解をいただいたものと認識いたしましたところですが、しかしながら、今般、 様に御意見をいただき、町といたしましては、広報掲載時に公募人員を男性1人、女性1人と明記せず、2人以上と表記したことについては、応募者の皆様への配慮に欠けた内容であったと、反省しております。7月1日付けで「美里町附属機関等の委員の選任に関する要綱」を施行し、各種委員の選任の透明性の確保及び、公平性を図っていきたくと考えております。 |
| H26.7.11 | 1. 放課後児童クラブについて 放課後児童クラブの土曜日、長期休業期間及び臨時休業日の開設時間について 対象児童が小学校に就学している児童に改正されたことについて 土曜日の牛飼児童館での合同保育について 子ども家庭課の窓口対応について | 子ども家庭課 | 現在は、条例で午前8時から午後7時までの開設時間となっております。早朝の開設時間につきましては、現在検討中です。 改正児童福祉法第6条の3の規定により、対象年齢を明確化いたしました。これは事業の範囲を示すものであり、個々のクラブにおいて6年生までの受け入れを義務化したものではありません。現在、美里町では4年生までの受け入れとしています。 さらに、昨年12月に美里町子ども子育て支援ニーズ調査を行いました。その調査結果から、高学年の支援が必要ということがわかりましたので、高学年でも受け入れできる体制の整備を今後検討していきます。 不動堂児童館は、現在の平日の利用申込者は、80人となっております。土曜日については7人前後となっております。不動堂児童館で土曜日に開設するためには、指導員の確保が必要となります。昨年度から指導員の募集をしているところですが、現在確保できておりません。指導員が確保されたい、不動堂児童館での土曜日保育を実施いたします。 この度は、保育所の入所に関して、窓口での対応で不快な思いをさせていただきましたこと、たいへん申し訳ありませんでした。担当職員には来庁された方の立場を思い、対応するよう指導いたしました。また、あいさつ、言葉づかい、説明の分かり易さを心がけ、相手の気持ちに寄り添い対応するように、子ども家庭課職員一同に心がけるよう厳しく指導いたしました。 |
| H26.7.14 | 1. いなほの里の拡張について | 健康福祉課 | 1 今後、高齢者や介護を必要とする方が増加する傾向にあること、また待機者の縮減を目指し、いなほの里では、平成25年度中に施設を、56床から24床増床し80床に拡張し、運営している状況にあります。入所についても美里町内だけでなく、他の市町村からも受け入れを行っている状況です。 2から5の御提案につきましては、社会福祉法人南郷福祉会が事業運営を行っております。職員の採用や勤務条件、具体的な施設運営に関しましては、法人の管理運営事項となりますので、町からの回答は控えさせていただきますことを御理解いただきたいと思います。 |
| H26.7.25 | 1. 敬老祝い金を商品券に代えることの中 止について | 健康福祉課 | 1 美里町では77歳、88歳、99歳の節目の年齢を迎えた町民の方々に敬老金を支給してまいりました。町内での消費拡大、商工振興を図ることから、敬老金の一部については、小牛田地域は遠田商工会、南郷地域は南郷商工振興会が発行する商品券を支給してまいりました。 平成26年度につきましても、従来通り敬老金の一部を商品券に換えて支給することとし、既に遠田商工会と南郷商工振興会へ商品券を発注済みであります。従いまして、現時点においては商品券による支給を中止することはできない状況です。ご理解のほどよろしく申し上げます。 平成27年度以降につきましては、遠田商工会、南郷商工振興会と協議し、町民のニーズを踏まえながら支給方法について十分検討を行っていきたくと考えております。 |

| 受付日 | 提案等内容 要旨 | 担当課 | 回答内容 |
|----------|---------------------------|----------|---|
| H26.8.25 | 1. 「まち美化」を「まちづくり」について | まちづくり推進課 | <p>1 美里町における環境美化の施策といたしましては、「美里町美しいまちづくり推進条例」に基づき、取り組むことといたしております。現在、「まち美化」に係るボランティアとして、国道108号沿道「華ロード」においてブース及び周辺の除草、清掃そして花の植栽管理を、町内の団体、事業所、学校等で実施している例や、駅前商店会やライオンズクラブによる小牛田駅前での花の植栽、清掃活動、また、町内各所での事業所、行政区、PTA等による清掃活動の取り組みなど、地域の環境美化を積極的に推進していただいております。皆様のご協力にはたいへん感謝をいたしております。しかし、御指摘にもありましたように、町としての幅広い領域での総体的かつ具体的な施策実施には至ってない状況にあることも否めません。</p> <p>町といたしましては、自分たちの暮らすまちが、清潔で美しい環境であるための身近に取り組めるシステムの構築はたいへん重要であり、町の環境行政における大きな課題であると認識いたしております。</p> <p>今後は、仙台市における「仙台まち美化サポート・プログラム」の取り組み等、自治体の先進事例を参考にしながら、住民、事業者、行政のパートナーシップによる総体的な施策として取り組んでいくことを目指してまいります。</p> <p>様からいただきました御提案につきましては、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。</p> |
| H26.9.8 | 1. 美里町ホームページ運営について | 総務課 | <p>について これまでの美里町ホームページの運営におきまして、様が御意見で述べられておりましたとおり、ページ更新の回数が決して多くは無く、また、新規性に乏しいものであったことは否めない事実であると認識しております。</p> <p>現在、美里町のホームページのコンテンツ作成につきましては、現在、テキスト、画像、PDF等を用意さえできれば、統一したフォーマットでウェブによる情報発信を行えることができるシステムを採用しており、各課でページを作成し、管理課において内容を確認した後にホームページに掲載を行うという形式を採用しております。</p> <p>そのため各課及び各担当者が「情報を発信すること」に対する重要性を認識していなければ、ページ更新はいつまでも成されないという悪循環に陥っております。</p> <p>このような状況を打開すべく、平成24年度から職員向けの研修を実施し、若手職員を中心としてページ作成の技術的なスキルの向上及び掲載についての意識向上を図っております。その結果、現在の更新回数の増加に反映されているのではないかと考えております。</p> <p>今後も、迅速かつ正確な町の情報発信に努めてまいります。</p> <p>について 1)町長室のページについて 様が述べられているとおり、前佐々木町長から現相澤町長へと町長が変わってから日が浅いため、今後、順次新たな町長の取組について更新し、御紹介していくことといたします。</p> <p>2)グリーントウン南郷のページについて 9月9日現在で2区画残っております。</p> <p>について ページの更新状況につきましては、コンテンツ数で1500以上、画像数で3800以上のページ構成となっているため、管理者だけでは統括しきれていない状況となっております。今後、各課への更新の徹底を含め不要なページの削除等について取り組んでまいります。</p> <p>また、何年間も続くデータの蓄積の中で、これまでフォルダの階層管理が徹底されていなかったことから、各係に関連するページの洗い出しと階層整理を行うことは、非常に時間を要する作業となります。そのため各課業務案内から各ページへのリンクにつきましては、最低限の部分は、今後、順次対応していきたいと思いますが、フォルダ階層整理を含めた根本的な対応としましては、先の御意見にございましたページ更新のチェック機能も含め、次期システム更新時の課題とさせていただきます。</p> |
| H26.9.9 | 1. 「認知症の方、およびその家族の支援」について | 健康福祉課 | <p>1 美里町といたしましては、介護保険の一次予防事業として、認知症講演会や認知症サポーター養成講座、ボランティアを対象とした認知症の介護予防の学習会などの事業を行っておりますが、参加者がまだまだ少ない状況であり、認知症に対する理解や知識は、御指摘のように十分ではないと認識しております。これからも事業を継続し認知症に対する啓発活動に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>御提案のあった「認知症カフェ」などにつきましては、場所の確保とスタッフの確保には町民皆様の十分な理解が必要であります。現在のところ開設は困難と考えております。御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今後とも美里町の福祉事業への御支援を賜りますようお願い申し上げます。</p> |

| 受付日 | 提案等内容 要旨 | 担当課 | 回答内容 |
|-----------|--|-----------------|--|
| H26.10.8 | 1. プール施設委託の切り離しについて 2. 指定管理者の公募について 3. 指定管理者選定委員会の公募について | まちづくり推進課 総務課 | 1 美里町のプール施設はスポーツ施設全体の中の一つであり、同一の条例を根拠に設置されています。スポーツ施設を利用した、町民の福祉向上及び健康の保持増進は、プールだけが特に担っているものではなく、スポーツ施設を一体的に管理運営することにより、図られるものであります。したがって、今回、プールの施設だけを分離し、別途指定管理者を選定することは考えておりません。 2 公募についての考えですが、スポーツ施設全般の設置目的及び利用を考えた場合、生涯スポーツの推進を図って行く事が重要であり、この推進に当たっては学校及び地域とつながりを持ち町内に活動の拠点を置くスポーツ組織、団体の協力が必要であると考えております。町内に活動の拠点を置くスポーツ組織である美里町体育協会が果たしてきた功績、今後の果たすべき役割を考えれば、町のスポーツ推進において「パートナー」であると認識しております。 プール施設も含め一体的に運営して来た経験と実績もあり、多数のスポーツ団体が加盟し多様な指導者が存在していることから更なるスポーツ振興、生涯スポーツの推進に貢献が期待できるNPO法人美里町体育協会に指定管理者として継続したいと考えておりますことから公募を行わない方針でございます。 3 指定管理者候補者の選定については、これまでは施設を所管する担当課において行われており、選定までの流れが統一されていませんでした。この状況を踏まえ、より公正な選定を行うため、平成25年度に選定を統一して行う現在の指定管理者候補者選定委員会を設置し、総務課でその事務を担っております。現在の選定委員会は、町職員で構成されていますが、候補者からの企画提案を公正に審査するよう努めております。 |
| H26.10.21 | 1. 男女共同参画推進について | まちづくり推進課 | 1 町では平成27年度において第2次美里町総合計画を策定する予定となっております。「男女共同参画社会の推進」につきましては、改めて本町における男女共同参画について基本方針を定め、男女共同参画推進懇話会の皆様から御意見を頂戴しながら検討していきたいと考えております。 |
| H26.10.24 | 1. 「空き家等の適正管理に関する条例」の強化策について | 町民生活課 | 1 行政代執行法第2条に規定する「条例」には、法律の個別的な委任に基づく条例のみでなく、地方自治法第14条の規定に基づいて制定される条例を含むと解されています。したがって、本町の「空き家等の適正管理に関する条例」中に明文規定を置かなくても代執行ができることから現行の条例の改正は必要がないと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。 |
| H26.12.16 | 1. 駅前ロータリーについて | 建設課 | 1 御要望いただいた駅前広場の路面表示につきましては、御指摘のとおりであり、現在、遠田警察署等関係機関と調整を進めているところです。平成27年度に駅前広場の路面表示を実施する予定です。 また、利用者のマナー向上につきましても、関係機関と連携し対応する予定ですので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。 |

| 受付日 | 提案等内容 要旨 | 担当課 | 回答内容 |
|----------|--|----------|---|
| H26.12.5 | 1. 美総第1397号『町への要望』に対する回答について | まちづくり推進課 | <p>1 美里町におけるスポーツ施設の管理運営に関しましては、さきに回答しましたように、全施設を一体として指定管理者による管理運営とする方針に変更はございません。美里町プール施設の運営に関し、必要な措置は講じられており、資格は一部を除き現在取得済みであります。不足する資格につきましては、取得予定でございます。町民の福祉向上及び健康増進につきましては、プール施設だけが担っているものではなく、美里町のスポーツ施設全体で実施していくものであることは御承知いただいているものと思います。</p> <p>スポーツ施設の利用は、利用者各々が好みに応じたスポーツ、健康に関する運動を実施していくものであり、その施設利用に応じ提供を行うものであると考えております。多種多様な利用形態により存在する施設の規模、機能に応じ利用者の選択で利用されるものであると思います。美里町のプール施設でございますが、他の施設と比較し大きく管理運営が相違するとは考えておりません。</p> <p>隣接する大崎市のプールにつきましては、記載のとおり経過がございますことは承知しております。既に大崎市の施設に関して、貴殿も調査済みと存じますが、美里町のプール施設と比較し施設規模、運営内容、利用者も美里町とは相当の違いがあるものと思います。大崎市民プールとは規模、施設環境等大きく相違することから比較することは難しいのではないのでしょうか。多目的な利用が可能となっていることから1施設で多様なスポーツ等が可能な形態であり、他のスポーツ施設と分離した経営も納得できますが、「大崎市」の判断された結果であります。美里町のプール施設は、内容から見ても分離したことにより、更に効率的に達成され大きく設置の効果が得られるとお考えのようですが、分離したことにより経費の増加も考えられ、また、大崎市民プールとは規模、施設環境等大きく相違することから比較することは難しいのではないのでしょうか。</p> <p>自治体それぞれの経過の中で運営形態が変化するものであり、イコール美里町にも該当しなくてはならないということではありません。</p> <p>「体協はプール施設を利用する立場」と記載されておりますが、体育協会は施設を管理運営する立場であり、利用する方は町民をはじめ施設を利用する方々であります。プール施設利用目的は、御意見のとおり健康の保持増進を目的としておりますが、リハビリテーションにつきましては、どのようなリハビリテーションを言われているのか分かりませんが、医療との関連性のあるリハビリテーションであれば、必要とするスタッフにつきましては、医療施設と連携した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、医療ソーシャルワーカーの専門職が必要であると考えますので、美里町としてリハビリテーション可能施設として標榜して、指導者を採用し指定管理者の事業として実施することは困難な分野と考えます。ただし、利用者個々人が資格のある方の指示又は指導の下、施設を利用されることは可能であると考えられます。</p> <p>リハビリテーションは、困難と考えますが、高齢者の健康の増進に必要と思われる資格ですが、健康運動指導士、トレーニング指導士、スクウェアステップ指導員資格は取得済みでありますので、これからの事業展開に活用していく方針です。</p> <p>健康の保持増進は特定の種目に限定する必要もありませんので、スポーツ施設全般で利用者からの要望に応じていきます。</p> <p>体育協会の事業につきましては、町において評価を行っております。また、アンケート調査につきまして、年間を通じ実施し利用者の声を引き続き反映してまいります。</p> <p>公募しないこととした大きな理由につきましては、体育協会を評価した結果、これまでの管理運営の実績があり、今後5年間の事業計画においても良好に遂行されると判断したものです。また、日本体育協会のスポーツ精神云々と美里町体育協会もその傘下でありとの御意見でございますが、指定管理者の行うスポーツ振興につきましては、御意見の精神だけではなく、町民の健康増進、維持のためのスポーツ振興及び生涯スポーツについて町のパートナーとして協同し推進する団体であること、町内に拠点を置き活動する団体として地域とともに歩んでいく必要があることも理由の一つでございます。</p> |
| H26.12.8 | 1. 都市計画税がある地域とない地域があるのはなぜか。 2. 都市計画税はどのように使用されているか。 | 建設課 | <p>1 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるための目的税で、都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対して課税するものです。美里町内の都市計画区域は、「大崎広域都市計画区域」の一部で、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を考慮し、宮城県が定めているものです。大崎広域都市計画区域は付図のとおりです。また、美里町では別紙「大崎広域都市計画図」により、中埜地区、青生地区の一部、不動堂地区の一部、南郷地域が除かれております。都市計画税は、都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対して課税するものですので、都市計画区域外に所在する土地及び家屋に対して課税されていません。</p> <p>2 美里町で実施した都市計画事業は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備 ・都市計画公園の整備 ・公共下水道の整備 ・土地区画整理事業 <p>詳細については、別紙「平成25年度決算までの都市施設整備状況」のとおりです。</p> <p>(補足) 水道事業について(水道事業所)</p> <p>都市計画税は上記1で説明しているとおりで、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるための目的税です。町といたしましては、上水道整備に係る事業には都市計画税を使用しておりません。</p> <p>なお、新鳴瀬地域は町道新鳴瀬1号線に水道本管が埋設されており、給水管については、個人又は共同管により引き込みを行っている地域です。</p> |

| 受付日 | 提案等内容 要旨 | 担当課 | 回答内容 |
|-----------|---|-------|---|
| H27.12.10 | 1. 美里町バス運行に係る要望について 現行の第14便について 現行の第3便について 現行の第11便について | 防災管財課 | <p>現行の第14便について 第14便については、現在の住民バスの運行距離や運行時間を大幅に延伸することになり、車両や運転手の確保など現在の住民バス運行契約では対応できません。</p> <p>現行の第3便について 第3便については、小牛田駅からのバス利用者への影響が大きいことから、現在のJR運行時刻においては対応できません。</p> <p>現行の第11便について 第11便については、美里町役場16:27着になり、その後の14便(大崎市民病院)16:49発に影響が及ぶことから、現状での対応はできません。</p> <p>以上のとおり、現状において御要望に対応することはできませんが、住民バスの運行等については、限られた予算の中で利便性の高いものになるよう常に検討を重ねております。今回いただいた御要望を参考にしながら、住民バス時刻表の改正を行ってまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。</p> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |